

三重マスタース陸上競技連盟

栄章規程

- 第1条 本連盟発展のため特に顕著な功労のあった者に功労賞と記念品を授与する。ただし、この賞は同一の者に一度限りとする。
- 第2条 本連盟管理下の競技者及び団体で、全日本マスタース陸上競技選手権大会、全日本マスタース陸上混成競技大会、都道府県対抗全日本マスタース駅伝大会等において優勝した者に勲功賞を授与する。
- 第3条 本連盟管理下の競技者で、世界マスタース陸上競技選手権大会で入賞した者及びアジアマスタース陸上競技選手権大会で優勝した者やこれらに準ずる大会で優勝したものに名誉賞を授与する。
- 第4条 本連盟管理下の競技者で、世界・日本記録を樹立した者に最高記録賞と記念品を授与し、三重県最高記録を樹立した者に最高記録賞を授与する。
- 第5条 栄章、諸記録賞の受賞選定は理事会で決議し、授与は三重マスタース陸上競技連盟総会の場で行う。

附則

- (1) この規程は平成14年9月 1日から施行する。
- (2) この規程は平成22年2月14日から施行する。
- (3) この規程は平成24年11月18日から施行する。
- (4) この規定は平成29年2月12日から施行する。
- (5) この規定は平成31年2月10日から施行する。

三重マスタース陸上競技連盟

慶弔規程

- 第1条 本連盟会員が勲三等以上の国民的栄章、またはこれに準ずる章を受けたときは、祝電と10,000円相当のものを贈る。
- 第2条 本連盟会員が逝去したときは弔電と5,000円相当のものを贈る。
- 第3条 本連盟会員が3ヶ月以上の入院をしたときは、金5,000円の見舞金を贈る。
- 第4条 上記以外の慶弔に関する事項が発生し、必要と認めたときは、理事長が会長及び副会長と協議のうえ決定することができる。
- 第5条 前条により贈与を受けた者は、これに対する返礼は一切行わない。
- 第6条 この規程は当該年度の登録会員のみに適用し、その年度内に事務局に報告のあったものを対象とする。

附則 この規程は平成16年4月1日から施行する。